



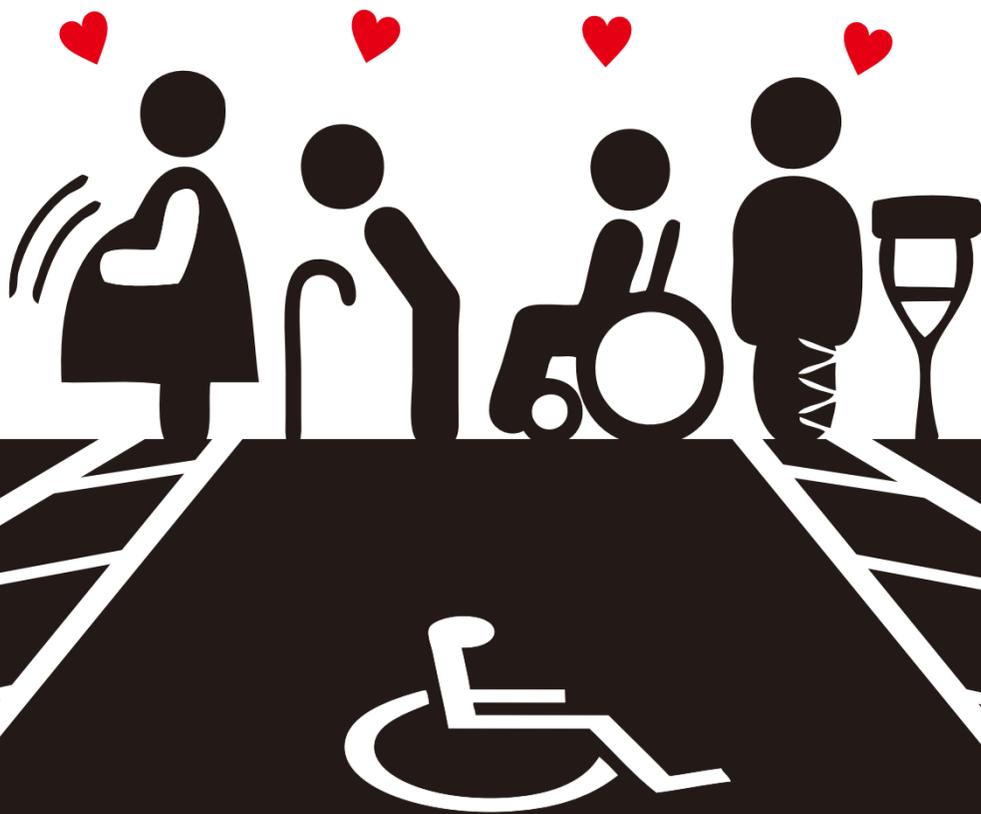
鹿児島県身障者用駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度)



使える場所が使える幸せ

<身障者用駐車場利用証制度とは>

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、**本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。**



「利用証交付対象者（基準を定めております。）」、「申請方法」等の詳しい内容については、
鹿児島県障害福祉課地域生活支援係
電話：099-286-2746にお問い合わせ下さい。

このポスターデザインは、坂口 直人氏の作品によるものです。

このポスターは、県内デザイナーの育成、デザインに対する意識啓発を目的とした「平成22年度かごしまデザイン振興事業」により選定されたデザインが原案となっています。